要領第22号

サービス推進部長決定

平成22年1月1日制定・施行

平成22年4月1日改正・施行

平成22年6月1日改正・施行

平成22年9月8日改正・施行

平成22年10月1日改正・施行

平成23年6月1日改正・施行

# お客様の声対応要領

#### 目次

# 第1章 総則

- 1. 目的
- 2. お客様の声の定義
- 3. 情報伝達に関する適用関係

#### 第2章 お客様の声への対応

- 1. 対応の基本事項
- 2. お客様の声を受け付けた場合の情報伝達
- 3. お客様の声を受け付けた場合の対応

#### 第3章 その他

#### 第1章 総則

1. 目的

この要領は、日本年金機構サービス改善規程(規程第9号。以下「サービス改善規程」という。)第7条第2項の規定に基づき、お客様の声について、お客様の視点に立って適切に対応するとともに、サービス及び業務運営の改善に活かすため、お客様の声への対応に関して必要な事項を定めることを目的とする。

# 2. お客様の声の定義

- (1) 「お客様の声」とは、電話、来訪、手紙、電子メール等によってお客様から寄せられた苦情、意見、要望等をいう。なお、「苦情」とは、お客様の不満の意思が確認できるものをいい、「意見、要望等」には、お客様からの積極的な意見・提案、激励を含むものとする。
- (2) 手続き等に関するお客様からの照会・相談に対して適切に説明を行

い、理解されたもの及び不満の意思が確認できないもの等については、 お客様の声には含まないものとする。

(3) 理事長へのメール・手紙又はサービス改善規程第9条により把握したお客様の意見・要望等もお客様の声に含まれるが、その対応(情報伝達を含む。)については、この要領に特別の定めがある場合を除き、別に定めるところによる。

#### 3. 情報伝達に関する適用関係

職員は、本部、ブロック本部又は年金事務所の各部署で発生した問題や 把握したお客様の声等に関する情報については、当該情報の性質に応じて、 本要領、コンプライアンス問題事案対応要領(要領第12号)又は事件・ 事故・事務処理誤り対応要領(要領第20号)に定める情報伝達ルールに 従い、本部関係部署へ伝達しなければならない。

お客様の声については、本要領において情報伝達ルールを定めているが、これは、「コンプライアンス問題事案対応要領」及び「事件・事故・事務処理誤り対応要領」の情報伝達ルールに劣後する。

#### 具体的には、

- ・ お客様の声のうち、コンプライアンス問題事案対応要領第1章2に規 定するコンプライアンス問題事案については、本要領の情報伝達ルール は適用されず、コンプライアンス問題事案対応要領に定める方法に基づ き、情報伝達を行う。
- ・ お客様の声のうち、事件・事故等については、本要領の情報伝達ルールは適用されず、事件・事故・事務処理誤り対応要領に定める方法に基づき、情報伝達を行う。

#### 第2章 お客様の声への対応

- 1. 対応の基本事項
- (1) お客様の声への対応の重要性を十分認識し、お客様の話をよく聞くこと。
- (2) お客様の立場に立って、誠実、親切、丁寧、冷静な態度で対応する こと。
- (3) 説明に当たっては、専門用語にかたよらず、わかりやすい言葉で説明すること。
- (4) お客様の声を受け付けたときは、相手と話の内容を的確に把握し、 記録をとること。
- (5) お客様の声を受け付けたときは、「たらい回し」しないこと。

- (6) 「責任逃れ」や「その場限りの対応」をしないこと。
- (7) 事実確認を的確に行い、正確な対応に努めるとともに、回答が遅く ならないよう、迅速な対応を心がけること。
- (8) 担当者個人でかかえることなく、組織的に対応すること。
- (9) 対応できない要求には、理由を説明して理解を求め、不当な要求には、組織的に毅然とした対応をとること。

#### 2. お客様の声を受け付けた場合の情報伝達

(1) 職員から各部署の長への情報伝達

職員は、お客様の声を受け付けた場合には、以下の点に留意しつつ、 速やかに各部署の長まで情報伝達を行うものとする。

- 情報伝達すべきお客様の声は、対応が完了しているもののみならず、未了の状態のものを含む。
- ブロック本部又は年金事務所でお客様の声を受け付けた場合は、お客様の声責任者にも情報伝達を行うものとする。
- 各部署の長までの情報伝達は口頭により行うことができる。
- (2) 各部署の長からお客様の声グループへの情報伝達

各部署の長は、(1)の情報伝達等によりお客様の声を受け付けた場合には、以下の点に留意しつつ、第1報を、お客様の声を受け付けてから原則として7日以内にサービス推進部お客様の声グループ(以下「お客様の声G」という。)に情報伝達を行うものとする。

- 情報伝達すべきお客様の声は、対応が完了しているもののみならず、未了の状態のものを含む。
- 情報伝達は書面で行うこととし、様式1号を用いることとする。記入に当たっては、別紙1の記入例を参照すること。
- ・ 情報伝達は、日本年金機構LANシステム(以下「機構LANシステム」という。)により、記入した様式をお客様の声Gあて送付することにより行う。

なお、年金事務所でお客様の声を受け付けた場合は、お客様の声Gのほか、ブロック本部相談・給付支援部(北海道ブロック及び四国ブロックにおいては業務支援部をいう。以下「相談・給付支援部」という。)にも同時に送付することとする。

- 第1報の際、対応が完了した旨の報告ができなかった場合は、第1 報から原則として7日後までに第2報を、その後、対応が完了するまでの間、随時に様式1号を用いて情報伝達を行う。
- 上部機関の対応を要するもの、報道機関に取り上げられる可能性の

あるもの等緊急を要する事案は、これにかかわらず速やかに情報伝達 を行うものとする。

- ・ 当分の間、様式への記入及び情報伝達を行うべきお客様の声の範囲は、以下①~⑧とする。なお、当該範囲については、お客様の声に関するシステム整備に合わせ、順次拡大していくものとする。
  - ① お客様に対して文書等により回答を行う(行った)もの
  - ② お客様の声責任者・上部機関の対応を要する(要した)もの(全国的な対応を必要とするものも含む。)
  - ③ 事実関係が不明であるが、お客様が事務処理誤りである旨を主張 しているもの
  - ④ 報道機関に取り上げられたもの又はその可能性があるもの
  - ⑤ サービスの向上に係るもの
  - ⑥ 社会保険関係法における制度改正等に係る意見・要望
  - ⑦ 広報・通知書等の内容・レイアウト等に関するもの
- ⑧ その他各部署の長が情報伝達を行うべきと認めるもの
- ・ お客様の声 G は、④に該当する報告を受け付けた場合には、速やか に経営企画部広報グループ(以下「広報 G」という。)に情報伝達を行 う。
- (3) 引継ぎが必要な場合の情報伝達

お客様の声の内容が、受け付けた部署では対応できないものであると きは、以下の情報伝達を行うものとする。

① お客様の声を受け付けた職員は、当該お客様の声に関する担当部署を速やかに判断し、担当部署が直ちに対応可能な場合には当該担当部署に引き継ぐものとする。この場合、書面による情報伝達を行わないことができる。

また、担当部署に直ちに引き継ぐことが困難である場合には、受け付けた職員は聴取したお客様の声の内容について、様式1号を用いて、引継ぎの旨を記載した報告書を作成する。

引継先が明確な場合は当該報告書を機構 LANシステムにより引継 先へ直接送付し、引継先が不明確な場合は機構 LANシステムにより お客様の声Gへ送付するものとする。

- ② お客様の声Gは、引継先が不明確なお客様の声に関し、適切な引継 先を決定し、速やかに引き継ぐこととする。
- ③ 他の部署から引継ぎを受けた部署における、引継ぎ後の情報伝達については、本章3(1)及び(2)と同様に行うものとする。

#### 3. お客様の声を受け付けた場合の対応

- (1) お客様の声を受け付けた部署での対応
  - ① お客様の声を受け付けた職員は、以下の対応を適切に行う。
    - ・ お客様の声の内容を丁寧かつ十分に聴取し、自ら対応が可能なと きは、的確、誠実、迅速に対応する。
    - ・ お客様の声の内容が受け付けた部署では対応できないものである ときは、2(3)により適切に引き継ぐとともに、お客様にその旨 を伝達する。
    - 必要に応じて対応状況等について上位の管理職に報告し、対応について判断・指示を仰ぐ。
  - ② お客様の声責任者は、お客様の声への対応の進捗管理を行い、担当 職員等において対応が困難なもの又は相当の時間を要するもの等について、自ら率先してお客様への対応に当たり、解決に努めるものとする。
  - ③ お客様の声への対応については、受付から原則として7日以内に完 了するものとする。なお、7日以内に完了しない場合には、その旨を 予めお客様に伝えるとともに、関係部署と連携の上、できるだけ早く 完了するよう努めるものとする。
  - ④ 年金事務所でお客様の声を受け付けた場合、年金事務所で完結させることが基本であるが、解決困難なときは、ブロック本部相談・給付支援部にお客様への対応に関する支援又は助言を要請するものとする。
  - ⑤ お客様から文書等による回答を求められた場合について、ブロック本部でお客様の声を受け付け、回答する場合はお客様の声Gに、年金事務所でお客様の声を受け付け、回答する場合はブロック本部相談・給付支援部に、事前協議を行うものとする。なお、ブロック本部相談・給付支援部は、特異な案件と判断した場合には、お客様の声Gに協議するものとする。

# (2) ブロック本部及び本部における対応

- ① ブロック本部(相談・給付支援部)は、年金事務所で受け付けたお客様の声への対応について、支援又は助言の要請があった場合その他必要と認める場合は、適時適切にお客様への対応に関する個別の支援を行い、問題の解決に努める。それでもなお解決困難な場合には、本部お客様の声Gに対し、支援又は助言を要請するものとする。
- ② 本部は、以下の対応を適切に行う。
  - お客様の声Gは、年金事務所又はブロック本部で受け付けた個別のお客様の声への対応に関し、ブロック本部から支援又は助言の要

請があった場合には、関係部署に対し、ブロック本部又は年金事務所への支援を行うよう指示する。当該指示を受けた関係部署は、ブロック本部又は年金事務所への個別の支援を行う。

- ・ お客様の声Gは、本部の関係部署におけるお客様の声を踏まえた サービス及び業務運営の改善の状況について、進捗管理を行う。
- ・ お客様の声Gは、2(2)の情報提供に基づき、お客様の声全体の傾向把握・分析等を行い、リスク・コンプライアンス部リスク管理グループ(以下「リスク管理G」という。)、品質管理部品質管理グループ(以下「品質管理G」という。)と連携し、必要に応じて、本部の関係部署に対し、別添の手順に定めるところにより、サービス及び業務運営の改善に係る検討・対応指示を行う。
- ・ お客様の声Gは、お客様の声の内容及びその対応状況等について、 定期的にサービス改善委員会に報告する。また、適時適切に理事会 及び運営評議会に報告する。
- ・ お客様の声Gは、社会保険関係法における制度改正等に係る意見・ 要望について、厚生労働省に情報提供する。
- ③ 本部の関係部署は、お客様の声に応じ、以下の必要な対応を行う。
  - ア リスク・コンプライアンス部コンプライアンスグループ(以下「コンプライアンスG」という。)は、コンプライアンス規程(規程第6号)等に基づくコンプライアンス確保に係る業務を行う。

このため、お客様の声Gは、報告を受けてから速やかに、コンプライアンス問題事案に該当すると認められるお客様の声について、コンプライアンスGに情報伝達を行う。

イ リスク管理Gは、リスク管理規程(規程第7号)等に基づくリスク管理に係る業務を行う。

このため、お客様の声Gは、リスク・コンプライアンス部長が必要と認める類型に該当するお客様の声について報告を受けてから速やかに、及びリスク・コンプライアンス部長が必要と認める事項について定期的に、リスク管理Gに情報伝達を行う。

ウ 品質管理Gは、業務管理規程(規程第8号)等に基づく業務管理 に係る業務を行う。

このため、お客様の声Gは、お客様の声について、適時適切に品質管理Gに情報伝達を行う。

エ 広報 G は、広報実施規程(規程第18号)等に基づくお客様の声の公表に係る業務を行う。

このため、お客様の声Gは、お客様の声の内容及びお客様の声を

踏まえたサービス及び業務運営の改善の状況等について、公表資料 を作成の上、広報Gに情報伝達を行う。

オ その他本部の関係部署は、業務の企画・管理部署として、お客様 の声を踏まえ、サービス及び業務運営の改善に向けた対応を行う。 このため、お客様の声Gは、お客様の声に関する情報について、 適時適切に、関係部署に対し情報伝達を行う。

# 第3章 その他

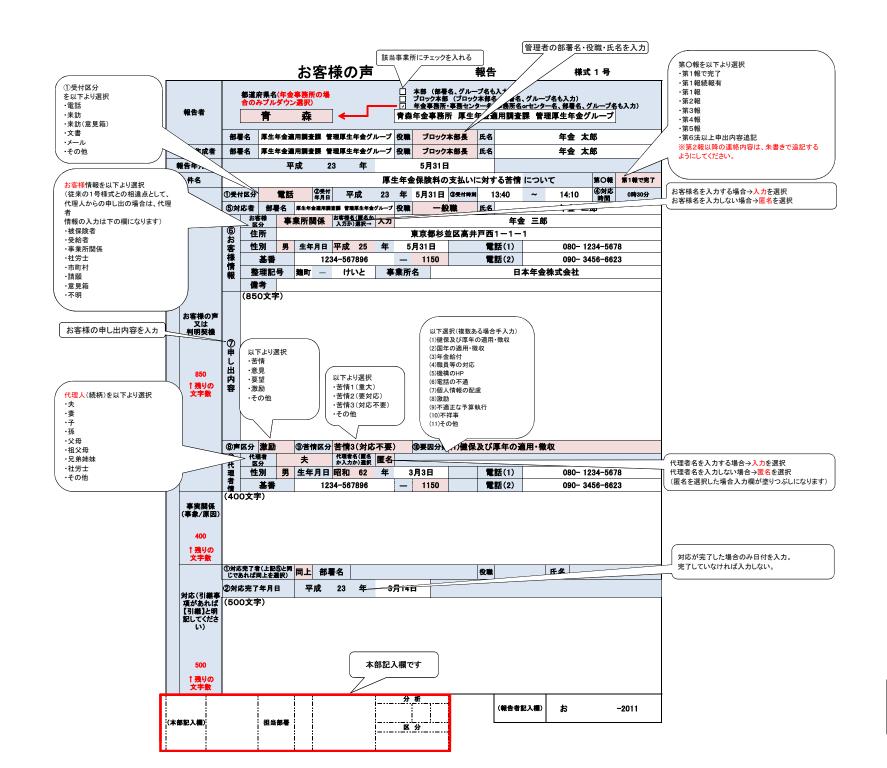
- 1. この要領は、平成22年1月1日から施行する。
- 2. この要領の改廃については、サービス推進部長が決定する。
- 3. この要領の施行前に受け付けたお客様の声については、内容に応じて厚生労働省又は日本年金機構が引き継ぐものとする。
- 4. 平成23年6月1日改正による改正前の様式1号については、平成23 年6月30日までの間、使用して差し支えないものとする。

報告書作成者				都道/ 合のみ	育県名 なプル	(年金 <sup>1</sup> ダウン	事務所 選択)		<b>←</b>				本部 ブロッ 年金哥	(部署: ク本部 事務所・	名、グルー: (ブロック: 事務センタ	プ名も 本部名 -一名(	入力) i、部署名、 事務所名。	グルーフ orセンター	<sup>9</sup> 名も入力 -名、部署	i) 名、グル·	一プ名も	<b>入</b> 力)
		部署	名								役職				氏名							
		者	部署名								役職											
	8告年月日						☑成 年															
	件名	-				•	<i></i>			•								につい	T	1	第〇報	
			①受作	<b>セスタ</b>				②受付 年月日	五	成		年			③受付時刻			~		(	<b>④対応</b>	
			⑤対		部署	署名		年月日	•	/34		役職				氏名					時間	
			ts		字様				お客様名	B(匿名か ・)選択→		10.100				~ .	<u> </u>					
			6	住	<del>分</del> 所				\	)运扒~												
			お客	性			生年	月日			年					電	話(1)					
			様		基番							_				電	話(2)					
			情報	整	理記	号		_			事	業所	名									
			,,,,	備	考 0文字																	
報告内容	お客様の 型 型 製 850 1 残 り 文 字 養	機	<b>⑦申し出内容</b>	代現	分			青区分	代理者名	区(匿名か )選択→	年		⑩要[	因分類			話(1)					
			理者		基番		<b></b> +	71			+						· <del>四()</del> :話(2)					
			情報		<u>一一</u> 所												HE (-)					
	事実関 (事象/原 400 1 残り( 文字数	の数		)文字																		
			であ	れば同	上を選			部署	名							役職			氏名			
	対応(引		②対応			3	平	成		年												
	項があれ 【引継】と 記してくが い) 500 个 <b>残</b> りの 文字数	:明 ださ の	(500	<b>D文字</b>	<u>=</u> )																	
	!						to				! :	分	析	, —								
(本	「記入欄)   				担当	i部署	cc				 	Z	分				(報告者)	記入欄)	お			-2011

										(部署	名. ゲル	プタ4.1・	h)				
					金事務所 ウン選択)	の場	_		本部 ブロ 日 年金	ック本部事務所	ロ、ファン (ブロック ・事務センタ	本部名、 本部名、 3一名(事)	ル 明書名、 勝所名の	グルーフ センター	プ名も入力) -名、部署名	、グループ名	(も入力)
	報告者						<b>←</b>					-,,,					
		部署	2.						役職			氏名					
郵	告書作成者	部乳							役職			氏名					
	服告年月日	HP-1			平成		年		12.195			~ .					
-	件名				1 79%								-	こつい	τ	第〇報	
		①受付	包分			②受付 年月日	平成		年		③受付時刻		-	~		④対応	
			応者	部署名		<b></b>	1 774		役職			氏名				時間	
			お客区	様分			お客様名(匿名か 入力か)選択→										
		© ස	住														
		客様	性		生年	月日		年				電話					
		情		基番				-	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —			電話	(2)				
		報	備	理記号		_		#	業所名								
				<u>マー</u> D文字)													
	お客様の声																
	判明契機																
		伊															
		し															
	850	出内															
	↑残りの 文字数	容															
	7.7.																
		8声	区分		9苦f	区分			①要	因分類							
		10	代理区	分			代理者名(匿名か 入力か)選択→										
		代理	性		生年	月日		年				電話	(1)				
		者情		基番					_			電話	(2)				
		報	住		1 -		. 1		. 1			T		. 1			
報告内容			報告		I	り区分	計制	度区分	3	原因即		影響	金額区	分		区分	公表の可否
容		#0	選生本面	年月日		選択	超生	選択 変更現	# 由	選択	7		選択		进	択	選択
		- HX	件				<del>1</del> X FI	灵文书	***								
			判明年				#	響範囲	<b>H</b>			1	<b>ド響額</b>				P.
	「事件·事故· 事務処理誤		発生年					質内容		選技	R.	<b>-</b>	発生期	間			
	り報告」へ変 更する際の	個人	人情報	の漏えし	選択		名影響に関	する特	記事項								
	追加記載項						•		•								
	目	原	因														
		L															
		再発	方止策														
				<u>"</u> )													
	事実関係		5止策 0文字	<u>"</u> )													
				<u>"</u> )													
	事実関係			<u>")</u>													
	事実関係 (事象/原因) 400 ↑残りの			<b>")</b>													
	事実関係 (事象/原因) 400	(40	0文字		- m	<b>**</b> 0 W	10					en.ma			<i>r.a</i>		
	事実関係 (事象/原因) 400 †残りの 文字数	(40) ①対成 じでで	の文字 第二十章	·(上記⑤)。 引上を選択	)	部署						役職			氏名		
	事実関係 (事象/原因) 400 ↑残りの 文字数 対応(引継事	①対応 じで ②対応	の文字 完元 またれば な完了	(上記⑤) 同上を選択 年月日	)	部署成	<b>4名</b> 年					役職			氏名		
	事実関係 (事象/原因) 400 1残りの 文字数 対応(引維事 (引維)と明	①対応 じで ②対応	の文字 第二十章	(上記⑤) 同上を選択 年月日	)							役職			氏名		
	事実関係 (事象/原因) 400 1残りの 文字数 対応(引継事項があれば	①対応 じで ②対応	の文字 完元 またれば な完了	(上記⑤) 同上を選択 年月日	)							役職			氏名		
	事実関係 (事象/原因) 400 †残りの 文字数 対応(引維事 項があれば明記してださ	①対応 じで ②対応	の文字 完元 またれば な完了	(上記⑤) 同上を選択 年月日	)							役職			氏名		
	事実関係 (事象/原因) 400 †残りの 文字数 対応(引維事 項があれば明記してださ	①対応 じで ②対応	の文字 完元 またれば な完了	(上記⑤) 同上を選択 年月日	)							役職			氏名		
	事実関係 (事象/原因) 400 1残りの 文字数 対応(引継事 項があれば (引継)と明記してくださ い)	①対応 じで ②対応	の文字 完元 またれば な完了	(上記⑤) 同上を選択 年月日	)							役職			氏名		
	事実関係 (事象/原因) 400 ↑残りの 文字数 対応(引継事項があれば 【引継】と明記してください)	①対応 じで ②対応	の文字 完元 またれば な完了	(上記⑤) 同上を選択 年月日	)							役職			氏名		
	事実関係 (事象/原因) 400 1残りの 文字数 対応(引継事ば [引継]と明記してくださ い)	①対応 じで ②対応	の文字 完元 またれば な完了	(上記⑤) 同上を選択 年月日	)				分析				44条套	7.481	氏名		-2011
<i>r</i>	事実関係 (事象/原因) 400 1残りの 文字数 対応(引統) (引統) (引統) (引統) (引統) (引統) (引統) (引統)	①対応 じで ②対応	の文字 完元 またれば な完了	(上記⑤) <u>引上を選択</u> 年月日 <sup>2</sup> )	Ψ				分析				<b>设备</b>	入欄)	氏名		-2011
(本社	事実関係 (事象/原因) 400 1残りの 文字数 対応(引継事ば [引継]と明記してくださ い)	①対応 じで ②対応	の文字 完元 またれば な完了	(上記⑤) 同上を選択 年月日	Ψ				分.析 				<b>设备者配</b>	入欄)	氏名		-2011

	報告者			新県名 みプル 青		事務所の ・選択) 森	<b>場</b>	<b></b>		-8		・ ・事務センタ	本部名 一名(	3、部署名、 <u>〈事務所名</u> 。	<u>rセンター</u>	名、部署名	、グループ名も 金グループ	人力)
		部	署名	厚生纪	年金遣	用調査課	管	理厚生年金グ	「ループ	役職	ブロック	本部長	氏名			年金	太郎	
報	告書作成者	部	署名	厚生生	年金遣	用調查問	管	理厚生年金グ	「ループ	役職	ブロック	本部長	氏名			年金	太郎	
4	8告年月日		平成 23 年 5月31日   厚生年金保険料の支払いに対する苦情 について 第〇報 第1報で完了															
	件名								厚	生年的	金保険料の	の支払いに	こ対で	する苦情	につい	て	第〇報	第1報で完了
		①要	付区分		電話	2	受付 月日	平成	23	年	5月31日	③受付時刻		13:40	~	14:10	④対応 時間	0時30分
		<b>⑤</b> 対	応者	部	署名		用調査	<b>E課 管理厚生年金</b>		役職	<b>—</b> A	<b>设職</b>	氏名			年金		
				字様 分		受給者		お客様名(匿名か 入力か)選択→	入力	•				年金	) 三郎			
		⑥ お		所							東京都杉	並区高井	戸西	1-1-	1			
		客様	性	別	男	生年月	日	平成 25	年	5,	月31日		電	話(1)		080-	- 1234–567	8
		標情		基番			123	4-567896		_	1150		1	話(2)			- 3456–662	3
		報		理記	号	麹町	_	けいと	事	業所	名			日	本年金	株式会社		
				考 0文字														
報生	お客様の声 判明契機 850 ↑残りの 文字数	⑦申し出内容																
報告内容		8声	 i区分	激励	1	<b>⑨苦情</b> [	区分	苦情3(対応	不要)		⑩要因分類	(1)健保	及び	厚年の適	闸∙徽□	仅		
		10	代现区	理者 分		夫		代理者名(匿名か 入力か)選択→	匿名									
		代理	性	別	男	生年月	日	昭和 62	年	3	月3日		1	話(1)		080-	- 1234–567	8
		者情		基番			123	4-567896		_	1150		電	話(2)		090-	- 3456-662	3
		報		所	東	京都杉	拉区	高井戸西1	<u> </u>	1								
	事実関係 (事象/原因 400 ↑残りの 文字数		0文字															
		①対応 で8	完了者 あれば同	(上記( ]上を選	5)と同じ 【択)	同上	部署	名					役職			氏名		
	対応(引継事	٠	な完了		3	平成	į	23 年	3,	月14E	3							
	項があれば 【引継】と明 記してくださ い)		0文字	론)														
	500 ↑残りの 文字数										-							
  (本 <del>f</del>	8記入欄) 			     担当	部署				 	分 区		! !		(報告者	记入欄)	お		-2011

	和产生			<b>サプル</b>		事務所( 選択)	の場		_		<u>-</u>		・ ・ 事務センタ	本部名 9一名(3	、部署名、 事務所名。	rセンター	名、部署名、ク		5入力)
	報告者			青		森		<b>←</b>			青森	年金事務	新 厚生: 	年金通	<b>鱼用調査</b>	課 管理	里厚生年金?	ブループ	
		部	8名	厚生:	年金適	用調査	課管	理厚生年	金グル	レープ	役職	ブロック	本部長	氏名			年金 太	郎	
	報告書作成者	部	8名	厚生:		_		理厚生年	_	レープ	役職	ブロック		氏名			年金 太	郎	
	報告年月日				Ŧ	成	2	3	年	_	4-	5月31日						1404	*
	件名	<b>⊘</b> ₩4	4ET ()		<b></b>	. [	2)受付		<b>.</b>			金保険料の			「る苦情 3:40	につい		第〇報	第1報で完了
			ri区分 広者	全尺 星	電話		②受付 年月日	平月 管理序	-	23 ブループ	年 役職	5月31日 一般		氏名	3:40	~	14:10	時間	0時30分
		@ A3	お乳区	字様		受給者		お客様名()	匿名か	入力	12.44		C 41946	~u	年金	主主郎		- 1417	
		® ස්	住					//JM-7/2	37( *			東京都杉	並区高井	戸西	1-1-	1			
		客様	性		男	生年			25	年	5	月31日			話(1)			234-567	
		情	1806	基基		<b>林田 00</b>		34-5678		-		1150		ŧ	話(2)	+ + -		3456-662	3
		報		理記者	<del>'5</del>	麹町	_	けい	<i>ح</i>	手	業所	<b>4</b>				<b>个干</b> 亚	株式会社		
				75 0文字	! ≥)														
	お客様の声 製明契機 850 ↑残りの 文字数	⑦申し出内容																	
		<b>②</b> 唐	区分	激励	1	の生権	100公	苦情3(	分内:	不更)	)	⑩要因分類	(1)()	T3-7 ( II	■年の済	田・巻川	İΦ		
		<b>1</b> D	代理	<b>里者</b>		夫	四四川	代理者名(I 入力か)達	匿名か	匿名		U <del>S</del> MIN A	(I/DEDA	X UF	チーツ心	/TI	<u> </u>		
		代理	性	<del>分</del> 別	男	生年			62	年		月3日		電	話(1)		080- 1	234-567	8
		者情		基番			123	34-5678	96		_	1150			話(2)		090- 3	3 <b>456</b> –662	3
相		報	_	区分			り区分		Ædis	<b>支区</b> 分		東京都杉園原因		1	1-1- ド響金額区		公表の	<b>7 X</b>	
칕		選	択して		<u>ال</u>	選択し			選択し			選択して			択してくだ		選択してく		
·		報	告変列	<b>[年月</b>	B				報告	変更理	曲			-					
			件	名								ı							
	「事件·事故・		判明年							<b>季範</b> 囲					影響額				円
	事務処理誤り報告」へ変		発生4 人情報			選択		名影	野で関	額区				*	<b>ド響発生</b> 其	A (B)			
	更する際の 追加記載項 目		因																
		再発	方止策																
	事実関係 (事象/原因) 400 ↑残りの 文字数	(40	0文字	=)															
	人子奴	① <b>対</b> 原	完了看	(上記	⑤と同	同上	部署	名						役職			氏名		
	対応(引継事	00	<u>あれば[</u> む完了	씨ㅗ존	27(/	平月			年	3	月141	3					~~ =		
	項があれば【引継】と明記してください)	_	0文字								<u> </u>	·							
	500 ↑ 残りの 文字数																		
(7	▼部記入欄)			担当	i部署				į į			分	1		(報告者記	2入欄)	お		-2011



お客様の声に基づくサービス及び業務改善の進捗管理等処理手順

#### 1. 事前仕分け

### (1) 仕分けチーム

日々寄せられるお客様の声への対応を図るため、当分の間、サービス推 進部を中心として、監査部、経営企画部、リスク・コンプライアンス部、 品質管理部からなる仕分けチームを設置する。

また、審議する案件に応じて、他の部署も仕分けチームに参加することができる。

仕分けチームの庶務については、お客様の声Gが行う。

#### (2) 仕分けの手順

① サービス推進部による1次仕分け

お客様の声Gは、お客様の声(理事長へのメール・手紙取扱要領(要領第23号)に基づき受け付けたものを含む。)への対応について、以下の分類で1次仕分けを行い、各担当部署へ情報提供または対応を指示する。以下のア〜オのうち、明らかにア、イ、エ、オと分類できるものについて仕分けを行い、アについては厚生労働省年金局(以下「年金局」という。)へ、イについてはリスク・コンプライアンス部または品質管理部へ、エ、オについては各担当部署へ送付する。

- ア 年金局へ情報提供するもの (制度に関するもの)
- イ 理事長等幹部にあげ、緊急に対応すべきもの(不正・重大事故等)
- ウ サービス及び業務改善を検討すべきもの
- エ 本人への回答を行うもの(上記ア~ウ以外)
- 才 情報提供
- ② 仕分けチームによる2次仕分け

上記①の1次仕分けにおいて、「ウ サービス及び業務改善を検討すべきもの」と整理されたもの、若しくは判断を留保したものについて、仕分けチームによる2次仕分けを行う。

なお、理事長等から別途検討指示があったものについては、2次仕分 けその他必要な対応を行う。

#### 2. 仕分け後の具体的作業

(1) 年金局へ情報提供するもの(制度に関するもの)

お客様の声Gで、適宜、年金局に情報提供した後、月次の分析表をとりまとめ、サービス改善委員会に報告する。

- (2) 理事長等幹部にあげ、緊急に対応すべきもの(不正・重大事故等) リスク・コンプライアンス部や品質管理部が関連部署と連携の上、早急 に対応(本人への回答が必要と考えられる場合の回答作成を含む)し、そ の対応結果について、お客様の声Gに情報提供を行う。
- (3) サービス及び業務改善を検討すべきもの
  - ① 仕分けチームによる2次仕分けの検討の結果、サービス及び業務改善を検討すべきと判断されたものについて、お客様の声Gは、各担当部署及び窓口とりまとめ部署(当該案件がお客様への接遇等サービス改善に関するものである場合(年金相談含む)及びお客様向け文書に関するものである場合にはサービス推進部サービス推進グループ、当該案件が業務改善に関するものである場合には品質管理部業務改善グループ、当該案件が機構のホームページに関するものである場合には広報Gをいう。以下同じ。)に検討指示を行う。
  - ② 検討指示を受けた各担当部署は、指示を受けた月の翌月末日までに対応の方向性を検討し、その検討結果について、各々、窓口とりまとめ部署へ別紙様式1により報告する。
  - ③ 窓口とりまとめ部署は、検討状況の進捗管理を行うとともに、必要に 応じて各担当部署と打合せを行い、更なる検討を行う。
  - ④ 窓口とりまとめ部署は、各担当部署の検討結果について、別紙様式2 を作成し、お客様の声Gに事前に報告した上で、サービス・業務改善委 員会に報告する。なお、窓口とりまとめ部署は、必要に応じて各担当部 署のサービス・業務改善委員会への出席を求めることができる。
  - ⑤ お客様の声Gは、前記④により窓口とりまとめ部署から報告を受けた 別紙様式2をとりまとめた総括表を作成し、サービス・業務改善委員会 に報告する。
- (4) 本人への回答を行うもの(上記(1)~(3)以外) 各担当部署は、原則1か月以内に本人に回答し、結果をお客様の声Gへ 報告する。

# お客様の声に基づき業務改善を検討するもの

1. 事案						
2. 受付日	平成	年	月	日		
(サービス推進部						
からメール等が						
回付された日付						
を記載してくだ						
さい)						
3. 申立人						
(匿名の場合は記						
載の必要なし)						
4. 改善要望内容						
(ポイントを記載						
の上、対応依頼						
のあったメール						
等の本文を添付						
してください)						
5. 検討の方向性	検討中	1 .	中長期	期的検討		
	実施済	•	実施国	<b>玉難</b>	(いずれかに○	)をつける。)
6. 業務改善の検討の内容						
7. 回答案 (個別回答が必要 ありの場合)						

# ○「△△△関係」改善検討依頼事項

項番	事案	担当部署	依頼年月日	件数	改善要望内容	検討の方向性	業務改善の検討の内容

○検討の方向性 ※検討の方向性は、検討中・中長期的検討・実施作業中・実施済・実施困難の5つに分類する。

	事案数	具体例
検討中		
中長期的検討		
実施作業中		
実施済		
実施困難		
合計		_